

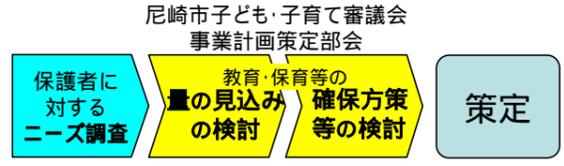
# 尼崎市子ども・子育て支援事業計画の概要

## 計画策定に当たって (P1~2)

### ▶期間・位置づけ

- ・平成27年度から31年度までの5年間の計画
- ・子ども・子育て支援法に基づく需給計画であり、尼崎市子どもの育ち支援条例に基づく推進計画。

### ▶策定の経過



## 尼崎市の子ども・子育ての現状 (P3~27)

### ▶教育・保育施設の状況

#### 幼稚園の利用児童数の推移(3~5歳)



#### 保育所の利用児童数の推移(0~5歳)



#### 認定こども園の利用児童数の推移(0~2歳)

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
児童数	17	28	38	46	48	61	75

市内の認定こども園(9園)は全て私立の幼稚園型認定こども園であり、3歳以上は幼稚園児として計上。

#### その他、以下の項目を記載

- ▶人口・世帯の状況
- ▶地域の子ども・子育て支援の状況
- ▶これまでの子育て支援施策の実施状況
- ▶ニーズ調査結果の概要

## 新制度における給付や事業の確保等 (P28~60)

### ▶記載する給付・事業について

子ども・子育て支援給付関係(児童手当を除く)  
地域子ども・子育て支援事業

### ▶教育・保育提供区域の設定

保護者や子どもが家から移動可能な区域の設定が必要

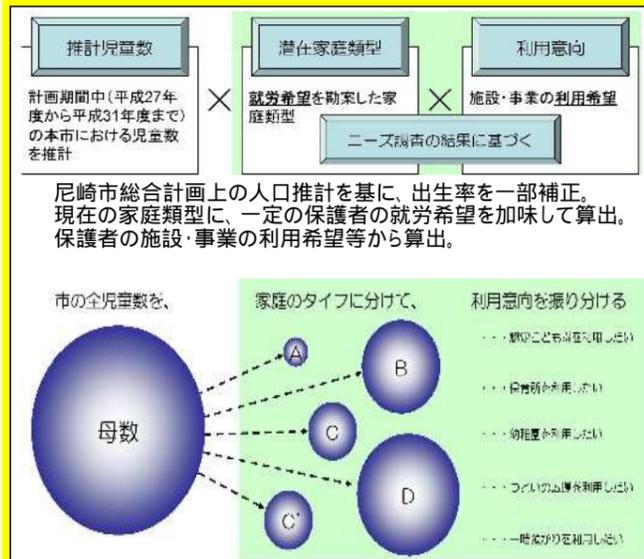
市域の特徴や利用者の移動方法等を勘案し、鉄道や道路等による5つの区域案を作成し、検証

6地区を設定  
(ただし、利用者の利用範囲は制限しない)

新たな施設・事業の認可・増設は、区域のみではなく、柔軟に取り扱う。



### ▶量的見込みの算定方法



## ▶量的見込みと確保の内容等

### 幼児期の学校教育・保育(子ども・子育て支援給付関係)

29年度での需給一致を目指す

区域ごとに「利用定員総数」と「量的見込み」を比較

#### 南部はこちらの傾向

利用定員総数 > 量的見込み  
既存施設の定員と新制度への移行に伴う定員の増で対応が可能。

利用定員総数は既存施設の定員に、新制度への移行に伴う定員の増(私立幼稚園の認定こども園化など)を加えたもの

#### 北部はこちらの傾向

利用定員総数 < 量的見込み  
新制度への移行に伴う定員の増に加え、更なる利用定員の増が必要。

- 3号認定が不足  
認可保育所・認定こども園の定員の増や地域型保育事業(小規模A型中心)により確保
- 2号認定(保育)が不足  
認可保育所・認定こども園の増設等により確保

## 地域子ども・子育て支援事業(対象事業は法定市全域を1区域と設定)

31年度での需給一致を目指す

放課後児童健全育成事業  
公立は待機児童の多いエリアを重点的に増設していく。  
公立施設の増設だけでなく、民間事業者の活用を行う。

病児・病後児保育事業  
計画期間中に実施施設を1箇所増設する。

#### 総合的利用者支援事業

- ・平成27年度から、利用者支援を本庁で行う。
- ・平成29年度から、地域連携と併せた利用者支援は、地域子育て支援拠点の2箇所で行う。

他に、以下の事業について記載。

延長保育事業	妊婦健康診査事業
子育て短期支援事業	乳児家庭全戸訪問事業
地域子育て支援拠点事業	養育支援訪問事業及び一時預かり事業
子育て援助活動支援事業	要保護児童等に対する支援に資する事業

これらは現行体制で対応が可能と見込む。

## ▶教育・保育の一体的提供や推進体制の確保

### (1)就学前の教育・保育から小学校への円滑な接続

- ・就学前の施設と小学校の職員間の交流や研修について検討する。
- ・公立保育所と市立幼稚園の共有のカリキュラムの作成にも取り組む。

### (2)就学前の教育・保育において重視すること

- ・今後、就学前の教育・保育についての基本的な考え方をまとめる。

### (3)就学前の教育・保育の推進に向けて

- ・保育所、幼稚園、認定こども園それぞれの取り組みを活かして進める。
- ・尼崎市の就学前に重視する5項目を共有できるように、周知や啓発に努める。
- ・認定こども園となることを選択した施設については、原則として認可していく。

#### 就学前に重視する5項目

- 愛着の形成
- 情緒の安定
- 基本的な生活習慣の確立
- 様々な体験・経験の蓄積
- いろいろな人と関わる力の獲得

## 計画の推進 (P61~62)

### ▶計画の推進に向けて

#### 新制度の趣旨を踏まえ、

##### 保育の量的拡大・確保

- ・教育・保育施設は、国や県の補助制度を活用しつつ、事業者に対する補助等の支援を実施していく。
- ・保育の担い手を確保するための施策や研修制度の充実等についても検討する。

- ・放課後児童健全育成事業は、これまでの公設公営だけでなく、民間事業者にも協力いただきながら進めていく。

・全ての子どもと子育て家庭を支援するとされていることから、関連部署との連携も図る。

#### 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- ・関係機関・団体等との連携をより深め、情報の共有を図る。
- ・既存の制度も含め、保育に必要な補助制度の対象範囲や内容について改めて検討する。

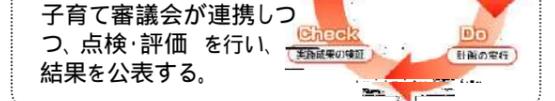
#### 地域の子ども・子育て支援の充実

- ・利用者の希望を踏まえた支援が、利用者の身近な場所で行えるよう、担い手の育成に努める。

### ▶計画の進行管理

- ・計画目標値に対する各年度の実績値を把握し、次年度以降の対応を決定していく必要あり。

#### 市庁内体制と尼崎市子ども・子育て審議会が連携しつつ、点検・評価を行い、結果を公表する。



実態と大きく乖離し、著しく供給量が不足する場合には、計画の見直しの必要性についても検討する。